

■託送供給料金の算定について

託送供給料金は、ネットワークの利用に伴う託送料金とそれに附随して発生する電気の供給に対しての料金で構成されています。

これらの料金の算定方法については、経済産業省令（一般電気事業託送供給約款料金算定規則）に基づいています。

ネットワークの利用に伴う託送料金についての具体的な算定の流れについては、次のようになっています。

(ステップ1)

当社が電気事業を行うために必要な原価全体（総原価）を算定（→下図の全体のコストに相当）。



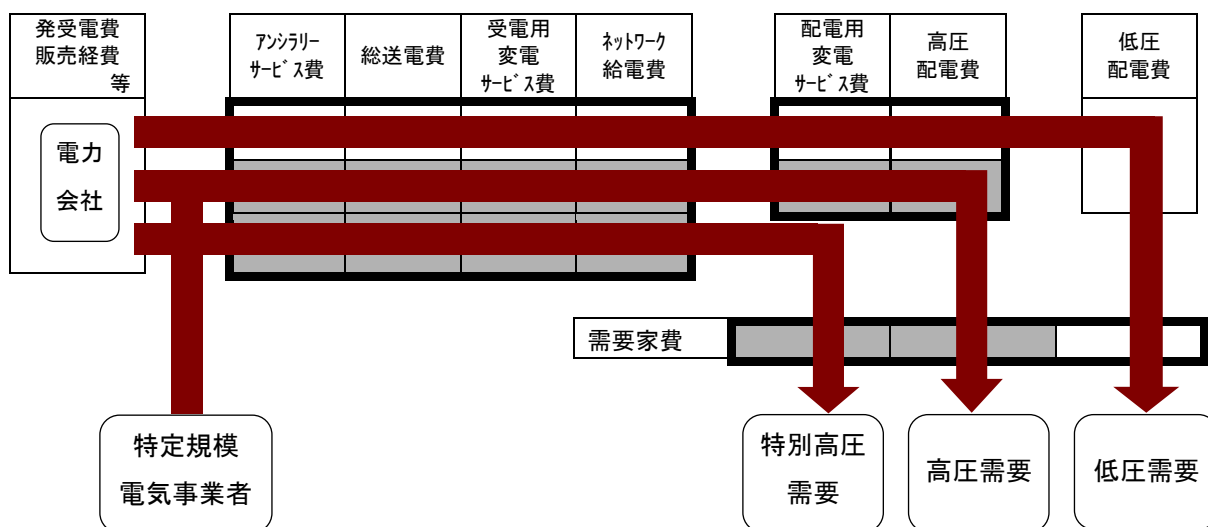
(ステップ2)

総原価のなかから、託送を実施するために必要なコスト（送電・高圧配電関連費）を特定（→下図の太枠のコストに相当）。



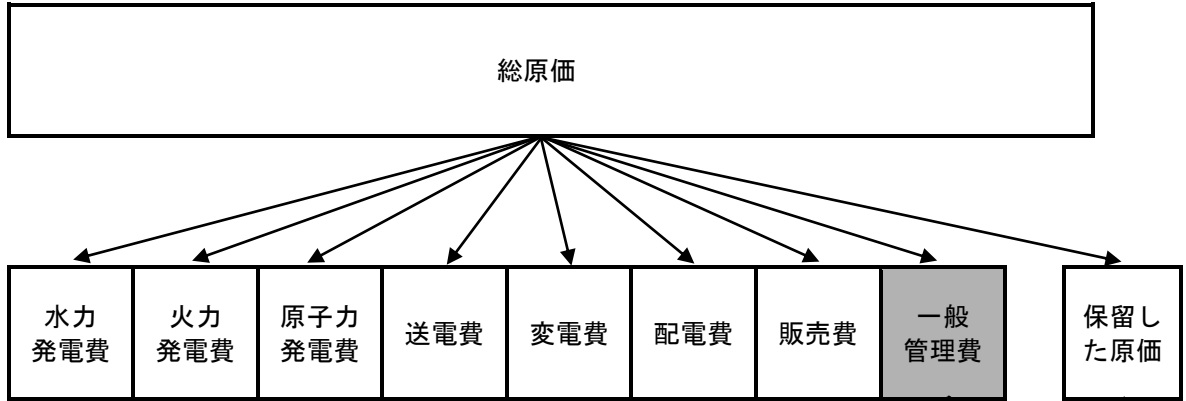
(ステップ3)

送電・高圧配電関連費のなかから、使用形態を反映して特別高圧需要および高圧需要に該当する送電・高圧配電関連費を特定し、これにより託送料金を設定（→下図の網掛のコストを特定）。

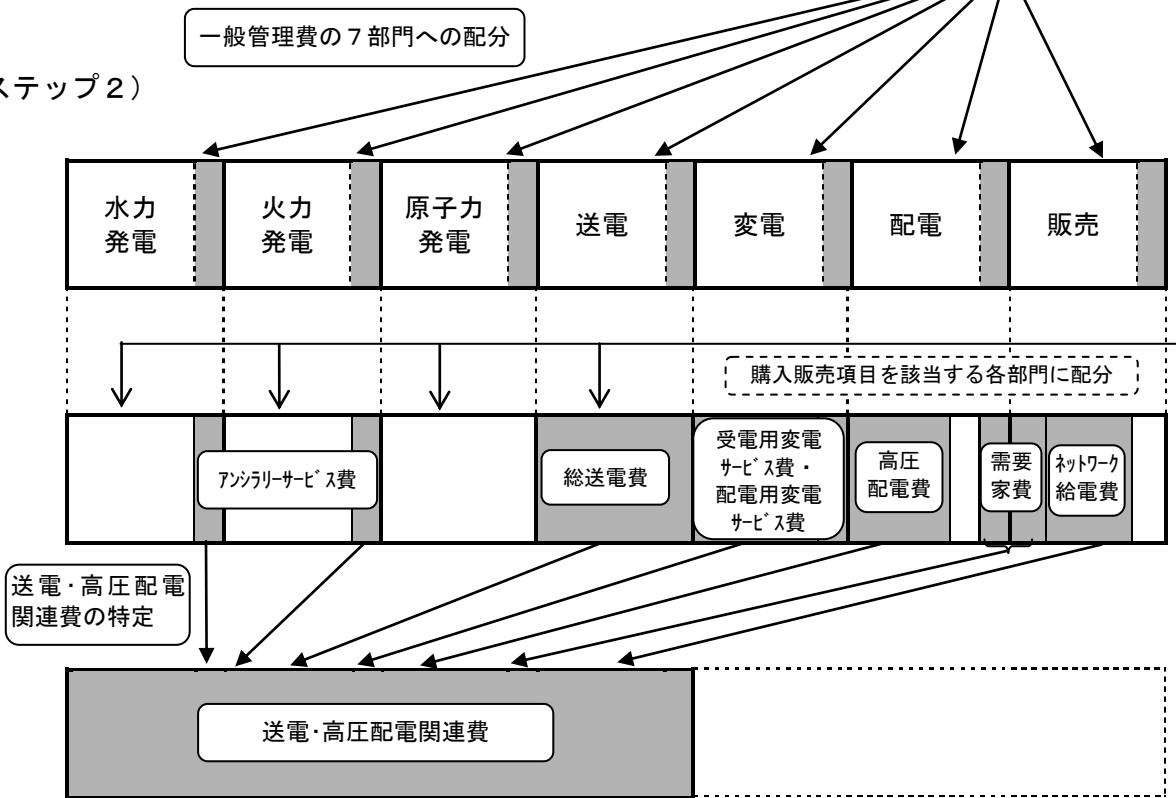


(ステップ1) ~ (ステップ3) までの流れは次のようになっています。

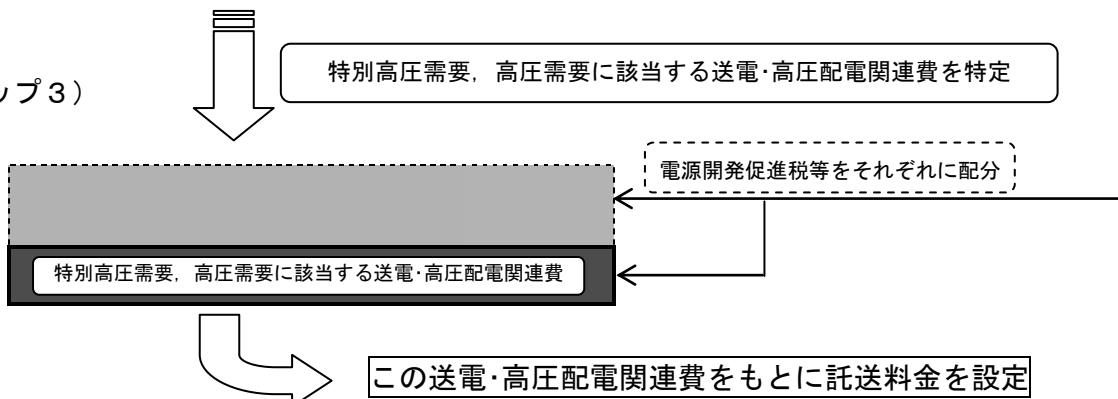
(ステップ1)



(ステップ2)



(ステップ3)



1 託送料金算定の流れ

(ステップ1) 総原価の算定

○原価算定期間において特定規模需要と供給約款対象需要に電気を供給するために必要なコスト(総原価)を算定します。

・総原価

			原価額(億円)	構成比(%)
総 原 価	支 出	人件費	2,069	9.4
		燃料費	7,514	34.2
		修繕費	2,212	10.1
		資本費	4,350	19.8
		公租公課	1,604	7.3
		購入電力料	1,838	8.3
		その他経費	2,725	12.4
		計 (a)	22,312	101.5
	控除収益 (b)	333	1.5	
差引純原価 (a - b)			21,979	100.0

原価算定期間：平成20年度

○算定された総原価を、電気事業会計規則に則り費用の発生源を基準とした8部門に整理します。

(8部門の構成)

〔電 源〕水力発電部門, 火力発電部門, 原子力発電部門

〔送変電〕送電部門, 変電部門

〔配 電〕配電部門

〔販 売〕販売部門

〔共 通〕一般管理部門

○これにより、総原価が電気の流れを踏まえた各段階に適切に整理されることとなります。なお、会計規則と同様に8部門に整理できない等の理由により保留された原価のうち、購入販売項目については該当する各部門に配分されることとなり、その他の原価については、8部門に整理された原価から送電・高圧配電関連費が特定された後に配分されることとなります。

(ステップ2) 送電・高圧配電関連費の特定

○総原価をもとに、託送を行うために必要な原価（送電・高圧配電関連費）を特定します。送電・高圧配電関連費の特定にあたっては、電気事業会計規則に基づく原価の整理をもとにABC会計手法を用いて算定しています。

(ABC会計手法)

複数の部門に共通に関連する費用（共通経費）について、次の段階に分けて複数の部門に整理していく手法です。

- ①〔直課〕 特定部門にすべて整理させることができる費用を抽出し、該当部門に整理。
- ②〔帰属〕 それ以外の費用については、その費用を複数部門に配分させるための、客観的かつ合理的な基準（活動帰属基準：コストドライバー）を設定し、該当部門に整理。
- ③〔配賦〕 客観的かつ合理的な基準を設定できない費用については、代理的な比率によって複数部門に配分。

○送電・高圧配電関連費の特定にあたっては、

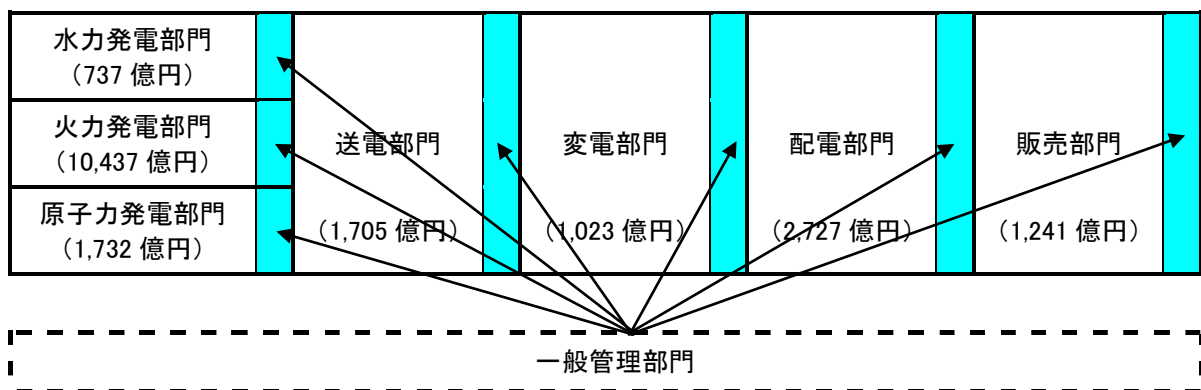
①一般管理費の7部門への配分 ⇒ ②7部門から送電・高圧配電関連費の抽出
というステップを踏みます。

①一般管理費の7部門への配分

一般管理費は、7部門の共通経費的なものである管理部門の経費や本支店等の費用が整理されており、これらをABC会計手法によって7部門に配分することとなります。

(例) 一般管理費における「養成費」の配分

- ・実務研修費といったいずれかの部門に固有な研修費を整理（例えば、配電研修所における研修費については配電費に整理）。…直課
- ・直課ができない各部門横断的な研修費については、コストドライバーを「各部門の人員数」として、その比率で各部門に配分。…帰属



② 7 部門から送電・高圧配電関連費の抽出

7 部門に整理された原価から、託送を行うために必要な原価（送電・高圧配電関連費）を抽出します。各部門に整理された原価において、その一部が送電・高圧配電関連費である部門については、ABC 会計手法によって送電・高圧配電関連費を抽出します。

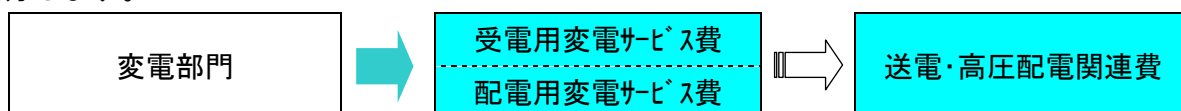
（送電・高圧配電関連費としてすべてが対象となる部門）

◇送電部門



◇変電部門

変電部門のコストはすべて送電・高圧配電関連費の対象となりますが、お客さまの利用設備の差異を料金に反映するため、受電用変電サービス費と配電用変電サービス費にコストを配分します。



（受電用変電サービス）

- ・ 受電用変電サービスとは、変電に係るサービスのうち、特別高圧の範囲で電気を搬送するのに必要なサービスです。

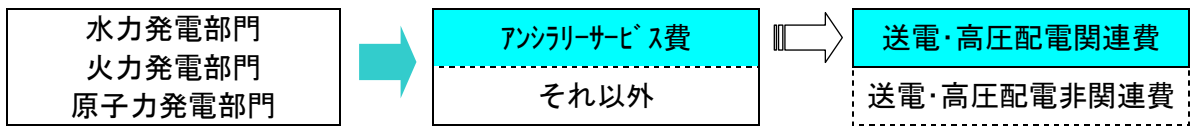
（配電用変電サービス）

- ・ 配電用変電サービスとは、変電に係るサービスのうち、高圧で電気を搬送するのに必要なサービスです。

(送電・高圧配電関連費として一部が対象となる部門)

◇水力発電部門，火力発電部門，原子力発電部門

これらの部門からアンシラリーサービス費を抽出し，送電・高圧配電関連費に整理します。

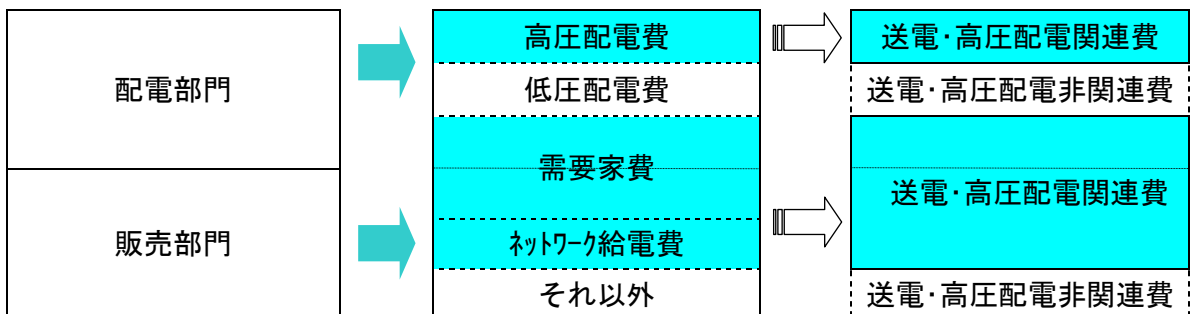


(アンシラリーサービス)

- ・アンシラリーサービスとは，系統の周波数や電圧など電気の品質を維持するために，発電設備により瞬間的な負荷変動に応じて数十秒単位で出力調整し，系統を安定化させる機能のことです。
- ・この機能はネットワークの維持に不可欠なものであり，この機能に係るコストは電源部門に含まれています。
- ・算定にあたっては，需要変動調整機能を有する水力・火力発電所の固定的なコストのうち，アンシラリーサービスのために必要な容量に相当する部分をアンシラリーサービス費として特定しています。

◇配電・販売部門

高圧配電費，需要家費およびネットワーク給電費を抽出し，送電・高圧配電関連費に整理します。



(高圧配電サービス)

- ・高圧配電サービスとは，配電に係るサービスのうち，高圧で電気を搬送するのに必要なサービスです。

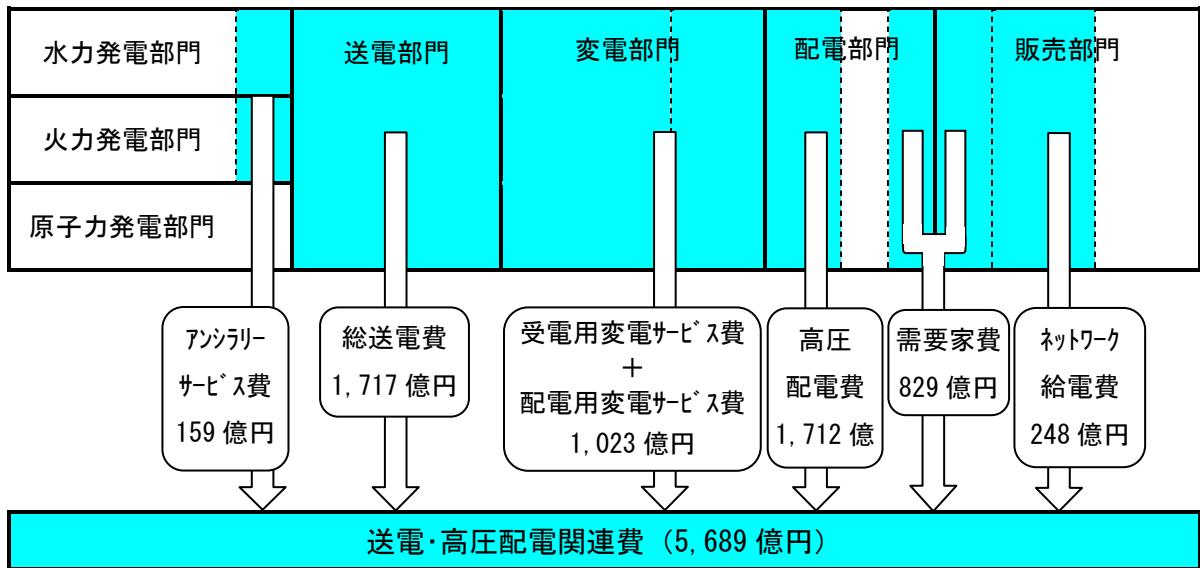
(需要家サービス)

- ・需要家サービスとは，電気の計量，集金等に係るサービスです。

(ネットワーク給電サービス)

- ・ネットワーク給電サービスとは，ネットワークにより安定的に電気を送電するための系統運営に係るサービスです。

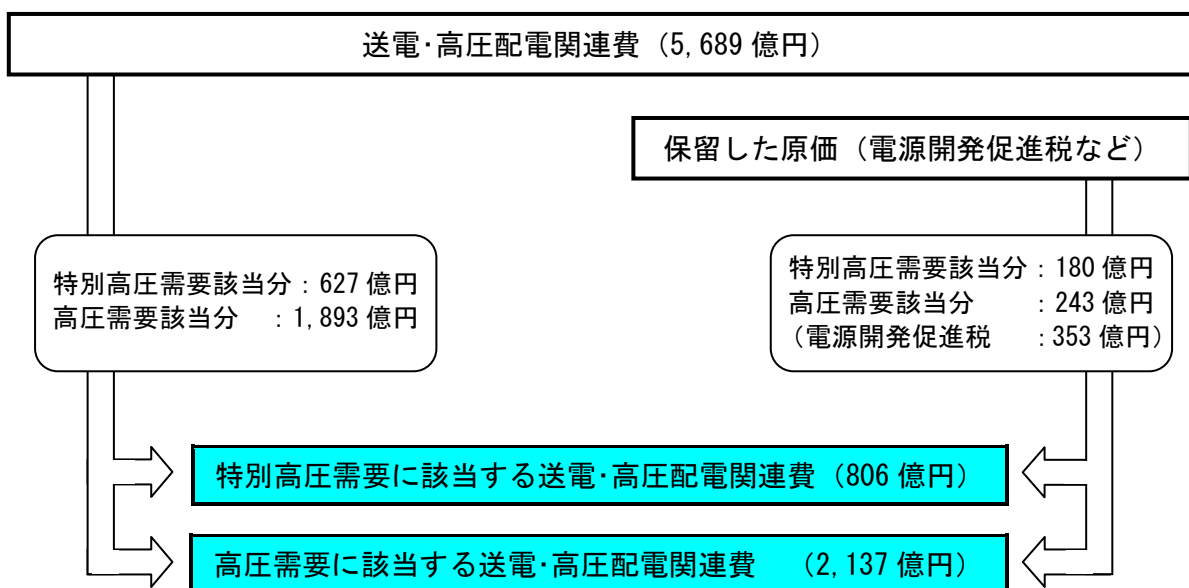
・送電・高圧配電関連費の抽出額



(ステップ3) 特別高圧需要および高圧需要に該当する送電・高圧配電関連費の特定

○送電・高圧配電関連費から、特別高圧需要および高圧需要に該当する送電・高圧配電関連費を特定します。特定にあたっては、特別高圧需要、高圧需要および低圧で電気の供給を受けるお客さまの使用形態（最大電力、電力量等）を反映した配分比率によります。

○このように配分された特別高圧需要、高圧需要に該当する送電・高圧配電関連費に、電源開発促進税や事業税といった保留されていた原価のうち、特別高圧需要および高圧需要の送電・高圧配電関連費に該当する分を抽出し、これらを足し合わせることで最終的な特別高圧需要、高圧需要に該当する送電・高圧配電関連費が特定されます。



○特別高圧需要および高圧需要に該当する送電・高圧配電関連費は、電気の購入先（電力会社か特定規模電気事業者）にかかわらず特別高圧および高圧のネットワークから電気を受けるすべてのお客さまに等しくご負担していただくよう算定されます。

2 託送供給約款料金の設定

①接続送電サービス

○託送供給約款に基づき接続送電サービスを利用されるお客さまに対する料金は、経済産業省令に基づき、特別高圧需要および高圧需要に該当する送電・高圧配電関連費をもとに、基本料金と電力量料金に分けた二部料金に設定しています。

○また、標準料金に加え、送電設備の昼夜間の利用形態を評価した時間帯別料金を選択料金として設定しています。

			基本料金 (1kWあたり1月につき)	電力量料金(1kWhあたり)	
				昼間時間	夜間時間
接続送電 サービス料金	高圧で 供給する場合	標準料金	446.25円	2.72円	
		時間帯別料金	446.25円	3.06円	2.15円
	特別高圧で 供給する場合	標準料金	336.00円	1.26円	
		時間帯別料金	336.00円	1.39円	1.09円

(注) 消費税等相当額を含む。

(最大の供給電力が夜間に発生する場合の基本料金)

接続送電サービス契約電力が昼間時間接続送電サービス契約電力を上回る部分について当該料金の30%を適用します。

○平成23年5月1日以降の電力量料金については、電源線に係るコストを送電・高圧配電関連費の対象外とする託送料金算定ルールの見直しを反映し、上記の料金から高圧で0.03円/kWh、特別高圧で0.02円/kWhを、それぞれ引き下げています。

②負荷変動対応電力

○負荷変動対応電力は、特定規模電気事業者の発電がその供給先である特定規模電気事業者の需要に対応できない場合に当社が供給する電力です。

○負荷変動対応電力料金は、経済産業省令に基づき、発電原価にあたる変動範囲関連費をもとに、変動範囲内電力料金および変動範囲超過電力料金を設定しています。

○なお、それぞれの電力料金は従量料金に設定しています。

○また、変動範囲超過電力料金は、夏季昼間時間、その他季昼間時間および夜間時間の電気の使用形態を評価した時間帯別料金としています。

		電力量料金 (1kWhあたり)		
負荷変動対応 電力料金	変動範囲内 電力料金	10.94円		
	変動範囲超過 電力料金	昼間時間	夏季	40.20円
			その他季	32.94円
		夜間時間		30.16円

(注) 消費税等相当額を含む。